

果樹生産維持・拡大のために

「果樹経営支援対策事業」を活用しましょう

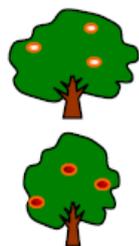
★果樹経営支援対策事業とは

農林水産省は、果樹産地の構造改革を進め、担い手の経営安定、競争力のある果樹産地の構築を図ることにより、高品質な国産果実の安定的な供給を目指しています。果樹経営支援対策事業は、その支援策として産地育成のため、産地計画に基づき行われる優良品目・品種への転換、園地整備など、前向きな取組みに対して支援を行う事業です。

★メニュー紹介

(1) 優良品目・品種への改植等（補助率：定額又は1/2以内）

転換元(例えば
古い品種・老木等)



産地計画に位置づけられた振興品目・品種への改植



改植内容	補助率(定額)
a かんきつ類の果樹からの改植	23万円 / 10アール
b かんきつ類以外から主要果樹※への改植	17万円 / 10アール
c りんごのわい化栽培、なし、かき及びすもものジョイント栽培、ぶどう(加工用)の垣根栽培への改植	33万円 / 10アール
d 上記以外の改植	補助率 1/2 以内

※ 主要果樹とは、かんきつ類の果樹、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びイチジクをいう。

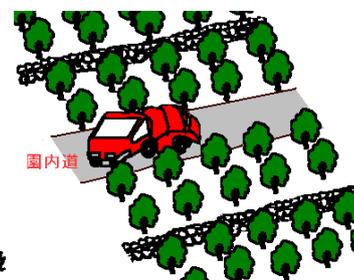
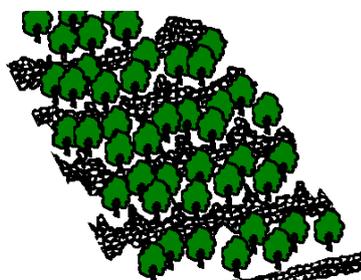
(2) 果樹未収益期間支援事業（補助率：定額）

○果樹経営支援対策事業を活用して優良品目・品種への新植・改植を実施した担い手に対して、その後の未収益期間（5年間）のうち、植栽初年度を除いた4年間の果樹の育成経費の一部を定額で支援します。

5.5万円/10アール×改植の翌年から4年分(最大) = 22万円/10アール

(3) 小規模園地整備（補助率：1/2以内）

- 園内道の整備
- 傾斜の緩和
- 土壌土層改良
- 排水路の整備



(4) その他整備事業について (補助率 : 1/2 以内)

- 用水・かん水施設の整備
- 防風ネットの設置
- 防霜ファンの設置
- モノレールの設置
- 特認植栽 (廃園みあいの植栽)
- 新植

★主な要件について

産地での協議会の設立、産地計画の策定、事業内容ごとの要件を満たしていることが必要となります。

また主な面積要件としては下記のとおりとなります。

- (1) 改植、高接、廃園等…おおむね2アール以上
- (2) 小規模園地整備、用水・かん水施設の設置等、モノレール、防霜ファン、防風ネットの整備等…おおむね10アール以上

既に地域で産地協議会を設立済みの場合もございます。ご不明な点はお近くのJAまでお願いいたします。

JA全農にいがたでは事業実施団体として、(公財)中央果実協会から承認を受けており本県での申請に関する業務を行っております。今後も本事業を通じ、園芸生産拡大に向けた支援を行ってまいります。

★事例紹介



事業内容 ; 防風網
園地場所 ; 新潟市南区
品 目 ; 桃



事業内容 ; 改植
園地場所 ; 佐渡市
品 目 ; りんご



事業内容 ; 新植
園地場所 ; 新潟市南区
品 目 ; いちじく

以 上
(園芸部 園芸振興課)